

北アルプス地域滞在型周遊デジタルスタンプラリー(募集・広告・分析等)業務 委託仕様書(案)

1 委託業務名

北アルプス地域滞在型周遊デジタルスタンプラリー (募集・広告・分析等) 業務

2 目的

グリーンシーズンにおける観光消費額の増大につなげるため、北アルプス地域全体で周遊観光を促すデジタルスタンプラリーを行い、北アルプス地域の魅力を発信することにより、地域全体で通年誘客と滞在日数の長期化を図ることを目的として、本事業を実施する。

3 履行期間

業務締結日から令和7年2月28日(金)まで

(デジタルスタンプラリー実施期間: 令和6年7月19日(金)～令和6年11月30日(土))

4 業務内容

(1) デジタルスタンプラリー (以下「当ラリー」という。) 参加施設等からの問合せ (システムを除く)、調整及び対応

参加施設等からの問合せ (システムを除く) 等に対し、必要に応じシステム運営会社と連絡調整を行うなど対応すること。

(2) 参加施設等の募集、システム入力データの作成

① 参加施設等の募集・受付

(ア) 参加施設等の募集及び受付を行う。

(イ) 参加施設等数は150～200とする。当該施設等数が150に達しない場合は、受託者において確保すること。

(ウ) 参加施設等に対して優待券(クーポン)への協力(任意)を求めること。

(エ) 参加施設等に対して当ラリーの広報への協力(任意)を求めること。

(オ) ビューポイントなど参加施設以外のチェックポイントについては、北アルプス地域振興局が提供したデータ等を使用する。

② システム入力用データの作成

各参加施設について、システム運営会社から指定された形式のデータ及び画像を収集し、システムへの取り込みデータを作成する。

③ 実施期間

(ア) 募集・受付…契約締結日から7月5日(金)まで

(イ) データ提出締切…7月10日(水)(※追加データは随時提出)

④ 成果品

電子媒体(CD-R等)1部及び紙媒体1部

⑤ その他

募集期限後に観光施設等から参加申し込みがあった場合は、チェックポイントの上限数(200か所)に達するまで、システム入力データ及び画像を収集し提出する。

(3) 参加施設へのチラシ、ポスター及びポイント付与用2次元バーコードのポップの配布

① 概要

システム運営会社が作成したチラシ、ポスター及びポイント付与用2次元バーコードのポ

ップを配布する。

② 期日等

当ラリー開始期日 3 日前までに配達完了すること。

(4) 参加賞（デジタル）の提案及び制作

① 概要

当ラリーにより多くの者が参加したくなるような参加賞（デジタル）を提案し、制作

② 納入期日

令和 6 年 7 月 12 日（金）

③ 成果品

電子媒体（CD-R 等）1 部及び紙媒体 1 部

④ その他

当ラリーのシステムで利用できるものとする。

(5) 景品の提案、確保及び発送

① 概要

地域を P R できるような景品の内容を提案する。景品を確保し、当選者に発送する。なお、数量等は契約後に当局と協議の上決定する。

② 実施期間

令和 6 年 12 月 27 日（金）までに景品を発送する。

(6) WEB 広告等の提案、実施及び結果報告

① 概要

当ラリーについてのより効果的な WEB 等による広告を提案・実施し、結果を報告する。

② 広告配信期間（予定）

7 月 19 日（金）から 11 月 30 日（土）

上記期間中に配信が終了する場合は別途委託者と協議する。

③ 効果の検証

随時、効果を検証し改善が必要だと認められる場合は、委託者と協議の上改善策を実施すること。

④ その他

システム運営会社が作成したチラシ原稿データを使用すること。

(7) アンケート結果及び行動履歴のデータ分析

① 概要

景品に応募する際に得られるアンケートのデータ及び当ラリーに参加した際に得られる行動履歴をシステム運営会社から受領し、委託者の指示を踏まえて分析を行う。

② 実施期間

データ受領後（令和 6 年 12 月）から令和 7 年 2 月 28 日（金）

③ 成果品

電子媒体（CD-R 等）1 部及び紙媒体 1 部

(8) 納入場所

長野県北アルプス地域振興局商工観光課（長野県大町市大町 1 0 5 8 - 2）

5 業務の打合せ、報告等

契約後速やかに、システム運営会社及び北アルプス地域振興局と打合せを実施するとともに、委託者の要請に応じ、随時、打合せを実施し指示を受ける。また、各業務が完了した場合は、その業務毎に完了届を提出すること。

6 検査

- (1) 委託者が定める検査職員は、受託者が納入した成果品について、本仕様書に基づき適正に業務が実施されているか否かの検査を行う。
- (2) 検査の結果、成果品の瑕疵が判明した場合は、受託者は委託者の指示に従って必要な修正を行い、委託者が指定する期間内に納入することとする。

7 著作権等

- (1) 本業務の実施による成果品の文章、画像、その他一切の著作物について、委託者は受託者に対し事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- (2) 受託者は、成果品に係る著作権人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (3) 受託者は、参加施設に対し、参加施設から提供されたデータ・画像に関して、次の項目について説明し了承を得ること。
 - ① 委託者は、事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。
 - ② 本委託仕様書2の目的に沿った第三者が行う観光振興事業へ提供できるものとする。
 - ③ 参加施設は、著作権人格権を有する場合においてもこれを行使しないものとする。

8 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合及び委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者の協議により解決するものとする。